

再生医療等製品外国措置報告

番号	再生医療等製品の一般名	再生医療等製品の販売名	企業名	外国における措置内容		本邦における措置内容
				措置実施国	措置区分	
1	オナセムノゲン アベパールボベク	ゾルゲンスマ点滴静注	ノバルティスファーマ株式会社	スイス	情報提供	情報提供
2	オナセムノゲン アベパールボベク	ゾルゲンスマ点滴静注	ノバルティスファーマ株式会社	・ゾルゲンスマの製造販売承認を取得した国(EU、米国、カナダ、ブラジル、アルゼンチン、オーストラリア、台湾、日本) ・Global Managed Access Programs又はEarly Access Requestへの参加患者がいる国(ケニア、エチオピア、チュニジア、エジプト、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール、レバノン、イラン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キルギス、セルビア、ウクライナ、ウズベキスタン、インド、マレーシア、ネパール、パキスタン、シンガポール、韓国、ベトナム、チリ、メキシコ、パラグアイ)	情報提供	情報提供
3	オナセムノゲン アベパールボベク	ゾルゲンスマ点滴静注	ノバルティスファーマ株式会社	スイス	情報提供	その他